

事務連絡  
平成24年12月14日

各都道府県・指定都市教育委員会健康教育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学法人・学校法人事務局  
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

「学校において予防すべき感染症の解説（案）」の送付について

これまでの学校における感染症対策は、平成11年に発行した「学校において予防すべき伝染病の解説」において示していたところですが、この間の医療の進歩や、疾病の流行状況の変化等を踏まえ、文部科学省では、新たに、教職員や医療関係者を対象とした感染症対策にかかる指導参考資料を作成し、来年度公表することを予定しております。

また、学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準について、学校保健安全法施行規則の一部改正（平成24年4月2日付け24文科ス第8号）を行ったところですが、その詳細についても同資料に示すこととしているところです。

このたび、今冬のインフルエンザ等の流行に備え、本資料案を送付しますので、各学校において感染症対策が適切に行われるよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、本資料案には、現在見直しの検討中であるものが含まれるため、一部の記載については、今後修正される可能性があることを申し添えます。

これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれましては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校（専修学校を含む。）に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては所轄の学校（専修学校を含む。）に対して、それぞれ周知くださるようお願いいたします。

（本件照会先）

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課保健指導係

TEL：03-5253-4111(代)（内線 2918）

FAX：03-6734-2960